

6月29日（日）は播磨町長選挙の投票日です

▶問合せ 選挙管理委員会 ☎079（435）0357

■期日前投票

6月29日（日）の投票日に仕事、買い物、レジャーなどで投票所へ行けない方は、期日前投票をすることができます。

▶期間 6月25日（水）～6月28日（土）8:30～20:00

告示日6月24日（火）は投票できません。ご注意ください。

▶場所 播磨町役場 第1庁舎1階ロビー

■郵便投票制度

身体に重度の障がいがある方は、郵便による不在者投票ができますが、選挙管理委員会があらかじめ交付する「郵便投票証明書」が必要となります。この証明書は、下記の手帳をお持ちの方からの申請により交付されます。

また、郵便投票ができる方のうち、さらに一定の障がいに該当する方は代理投票もできます。

▶申請期限 6月25日（水）

▼郵便投票ができる方

手帳などの種類	障がいなどの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

▼郵便投票ができる方で、さらに次に該当する方は代理投票ができます

手帳などの種類	障がいなどの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症

制度改正 老人医療費助成事業・母子家庭等医療費給付事業

▶問合せ 保険年金グループ ☎079（435）2581

県制度に基づいて播磨町が実施している老人医療費助成事業・母子家庭等医療費給付事業は、県制度の改正を受けて次の通り見直しが行われる予定です。制度を持続的で安定的な制度とするための見直しです。ご理解とご協力をお願いいたします。

■老人医療費助成事業

国の医療制度の見直しにより、70～74歳の自己負担割合が2割とされることから、より若い65～69歳の方を対象とする本事業における自己負担割合などを改正します。

▶誕生日が昭和24年7月1日以降の方

区分	自己負担割合	負担限度月額	
I	2割	外来	8,000円
		入院など	15,000円
II	2割	外来	12,000円
		入院など	35,400円

※誕生日が昭和24年6月30日以前の方は、変更ありません。

■母子家庭等医療費給付事業

子どもへの医療費助成の制度充実を踏まえ、母子（父子）世帯と他の世帯との均衡を図るため、対象を重点化します。

▶所得制限 児童扶養手当が全部支給（満額支給）される方が対象になります

※ただし、住民税非課税世帯で所得80万円以下の方は、一部支給基準内であれば対象となります。

▶一部負担金

区分	外来	入院など
一般	1医療機関などあたり1日800円を限度に月2回までの負担	1割負担、負担限度月額3,200円
低所得	変更なし（1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回までの負担）	変更なし（1割負担、負担限度月額1,600円）

▶改正時期 平成26年7月1日

全国瞬時警報システムを活用した緊急地震速報訓練を実施します

▼問合せ 危機管理グループ ☎079（435）0991

町では、全国瞬時警報システム（Jアラート）と防災行政無線を活用した訓練放送を行います。

この訓練は、全国的に実施されていて、様々な手段で情報伝達訓練が実施されています。

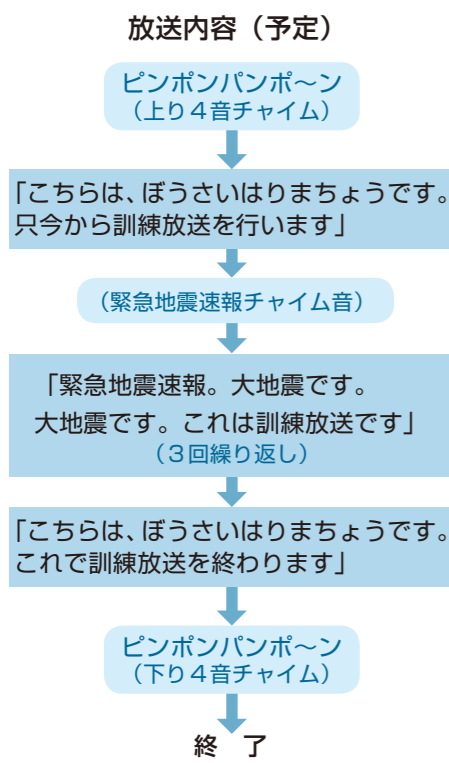
▼実施日時 6月5日（木）午前10時15分ごろ

訓練を実施してみましょう。この放送にあわせて、ご家庭やお勤め先で、シエイクアウト訓練を実施していきましょう。

※シエイクアウト訓練とは、机の下に隠れるなど、地震の揺れから身を守る緊急退避行動の訓練を行うことです。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

町ではJアラートと防災行政無線を接続し、自動的に放送するよう整備を行っています。



防災コラム

「特別警報」ってなんですか？

▶問合せ 危機管理グループ ☎079（435）0991

「特別警報」が発表されたら、ご自身の置かれた状況を把握し、ただちに「命を守る行動」をとってください。それほど危険な状況になっている可能性があります。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、平成25年8月30日から、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波などが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けています。

特別警報が発表されるのは、東日本大震災における大津波や、わが国の観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨などが該当します。

つまり、「特別警報」が出た場合、地域では数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあるということになります。（全国的にみた場合では、年に1～2回程度あるかもしれないかの頻度となります）周囲の状況や町から発表される情報に留意し、ただちに「命を守る行動」をとってください。

その一方、注意も必要です。「特別警報」は一度発表されれば、同じ都道府県内の警報はすべて特別警報になってしまいます。広い県土を有する兵庫県の場合では、この点を忘れてはいけません。

例えば、瀬戸内海に面している播磨町と日本海側の市町で大雨警報が発令されている状況だと仮定します。その後、日本海側で雨量が増し、大雨特別警報の発表基準を超えた場合、播磨町がその基準に達していなくても、兵庫県内で発令されている警報はすべて特別警報に切り替わります。

大切なのは「自分の命を守るのは自分である」という原則に立ち返り、自分の周囲の状況を把握し、命を守る行動をとることです。「命を守る行動」というのは、避難所に避難することだけではなく、自宅の2階や近隣の高い建物へ避難するということも含みます。（水害の場合）

適切に「命を守る行動」をとるためには、町が発信する避難情報にご注意いただくとともに、テレビやラジオ、インターネット等から積極的に情報を収集していただく必要もあると思いますし、災害ごとに望ましい行動を把握しておく必要があります。

町ホームページでは、住民の皆さまに知っておいていただきたいことをまとめた播磨町地域防災計画住民向けダイジェスト「みんなの力で災害に強いはりまをつくる～避けられたはずの犠牲を出さないために～」を掲載していますので、ぜひご覧ください。

町ホームページ内地域防災計画掲載URL

http://www.town.harima.lg.jp/var/rev0/0010/1852/keikaku201402_gaiyou.pdf

“ライトアップ・防犯カメラ設置運動”協賛企業を紹介します

▶問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

加古川市・播磨町・稲美町の企業で構成される「加古川地区企業防犯協会」が犯罪抑制効果をねらい平成9年度から取り組んできた“ライトアップ・防犯カメラ設置運動”の協賛企業を紹介します。

播磨町ではライトアップ・防犯カメラ設置運動により、今年度までの15年間で203灯の防犯灯と2カ所の交番に防犯カメラを設置しました。ありがとうございました。

平成25年度ライトアップ・防犯カメラ設置運動協賛企業名簿（順不同）

株式会社東播自動車教習所	星光PMC株式会社 播磨工場
住友精化株式会社別府工場	株式会社神戸製鋼所 播磨工場
川崎重工業株式会社 播磨工場	株式会社ノザワ 播州工場
ダイワポウポリテック株式会社 播磨工場	兵神機械工業株式会社
東亜外業株式会社 東播工場	田岡化学工業株式会社 播磨工場
株式会社さしろ 播磨工場	住友金属鉱山株式会社 播磨事業所
日本山村硝子株式会社 播磨工場	日新信用金庫本荘支店
株式会社タイホーコーザイ 播磨工場	但陽信用金庫本荘支店
株式会社リョーサン	兵庫南農業協同組合播磨支店
株式会社神鋼環境ソリューション 播磨製作所	

介護保険料の減免制度

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

平成26年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。減免制度（下表）もありますので、該当される方は申請してください。

減免対象者	減免額						
①本人または生計を維持している方が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方	保険料の全額						
第3段階軽減～第9段階で以下のいずれかに当てはまる方 ②生計を維持している方が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった方 ③生計を維持している方が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった方 ④生計を維持している方が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった方	今の保険料と減少した所得を基に計算した保険料との差額						
⑤第1段階で高齢福祉年金を受給している方で以下の全てに当てはまる方 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>単身世帯</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>3人以上の世帯</td> <td>60万円+17.5万円×(世帯の人数-2)</td> </tr> </table> (ア) 世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること (イ) 資産などを活用してもなお生活が困窮していること (ウ) 市町村民税が課税されている方と生計が同一でないまたはその方に扶養されていないこと	単身世帯	60万円	2人世帯	60万円	3人以上の世帯	60万円+17.5万円×(世帯の人数-2)	保険料の2分の1
単身世帯	60万円						
2人世帯	60万円						
3人以上の世帯	60万円+17.5万円×(世帯の人数-2)						
⑥第2段階で以下に当てはまる方 上記⑤の(ア)(イ)(ウ)に同じ	保険料の2分の1						
⑦第3段階軽減で以下の全てに当てはまる方 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>単身世帯</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>3人以上の世帯</td> <td>120万円+35万円×(世帯の人数-2)</td> </tr> </table> (ア) 世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること 上記⑤の(イ)(ウ)に同じ	単身世帯	120万円	2人世帯	120万円	3人以上の世帯	120万円+35万円×(世帯の人数-2)	第3段階軽減と第2段階保険料との差額
単身世帯	120万円						
2人世帯	120万円						
3人以上の世帯	120万円+35万円×(世帯の人数-2)						
⑧第3段階軽減で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している方	第3段階軽減と第2段階保険料との差額						
⑨刑事施設に1ヵ月を超えて入所している方	入所月から退所月の前月までの期間の保険料						

国民健康保険の加入・脱退手続きを忘れずに

国民健康保険は、職場の健康保険加入者、後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている方、在留期間が3ヵ月以下の外国人を除き、すべての人に加入が義務付けられています。加入の手続きには、職場の健康保険の資格喪失証明書・認印などが必要です。

また、国民健康保険に加入していた方が、職場の健康保険に入るなどした時には、加入先の被保険者証と国民健康保険被保険者証・認印を持参のうえ、必ず国民健康保険の脱退手続きを行ってください。

国民健康保険の加入日は、加入の届け出をした日ではなく、加入要件を満たした日になるため、その日付までさかのぼって国民健康保険税が課税されることとなります。また、国民健康保険の脱退手続きが遅れると、社会保険の保険料と国民健康保険税を重複して支払うことになってしまいますので、いずれの場合も早めに手続きを行ってください。

年金

国民年金 学生納付特例制度をご利用ください

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

加古川年金事務所 ☎079(427)4743

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられます。しかし、学生の方については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。この制度は本人の所得が一定以下（注1）の学生が対象となります。

学生納付特例の申請期間は4月から翌年3月までですが、平成26年4月から申請期間が拡大され、申請日の2年1ヵ月前までの過去に学生であった期間も申請の対象となりました。

（注1）118万円＋（扶養親族などの数×38万円）＋社会保険料控除など

障害基礎年金との関係

病気やケガで重い障害が残ったときに国民年金保険料の未納期間があると障害基礎年金が受け取れないことがあります。

また、しかし、学生納付特例が承認された期間は障害年金の受給資格要件に含まれるため万が一のときにも安全です。

学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生です。夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。なお、私立の各種専門学校については、修業年限が1年以上の課程の場合は、都道府県知事の認可を受けた学校に限ります。また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限ります。

老齢基礎年金との関係

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間などが25年以上必要です。しかし、学生納付特例が承認された期間は、この25年という受給資格要件に含まれますが、老齢基礎年金の額を計算する期間には含まれません。将来の年金額を減らさないためには、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付（追納）することができ、（承認を受けた年度の翌年から起算して3年度目以降に追納する場合は、猶予されていたときの保険料に一定の加算金がかかります）

学生納付特例申請

住民票を登録している市区役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請書を提出してください。

必要な添付書類

・基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳など）
 ・学生であることまたは学生であったことを証する書類（在学期間がわかる在学証明書または学生証の写し）

学生納付特例の承認期間

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月の始めに基礎年金番号などが印字されたはがき形式の学生納付特例申請書を送付します。次の年度も同じ学校などに在学される方は、このはがきに必要記載事項を記入し返送いただくことにより、学生納付特例の申請ができます。

なお、在学が変更になった場合にははがきによる申請はできなくなり、新たに学生納付特例の申請をする方と同様に国民年金担当窓口での申請となります。

また、次の年度に学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>